

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00025 沿革（略） <u>平成31年2月28日 一部改正</u></p> <p>（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00025 沿革（略）</p> <p>（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>第1条～第12条（略）</p>	<p>第1条～第12条（略）</p>	
<p>（特約書の終了）</p> <p>第13条 甲について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第1条第1項に規定する特約期間にかかわらず、この特約書は失効する。</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>特約期間の満了その他の事由により本特約書が終了した場合であっても、第1条第1項に規定する特約期間中に締結された対象契約については、第5条第1項及び第2項を除き、本特約書の定めに従うものとする。</u></p> <p>4 <u>本特約書に関し追加特約書がある場合、当該追加特約書についても前項の取扱いを適用する。</u></p>	<p>（特約書の終了）</p> <p>第13条 甲について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第1条第1項に規定する特約期間にかかわらず、この特約書は失効する。</p> <p>2（略）</p>	
<p>（特約の内容の変更）</p> <p>第16条 <u>附帯別表第2の内容は、この特約書の締結時に甲が設定するものとし、特約期間中は変更しないものとする。ただし、特約期間中における制度上の変更、組織変更又はこれに準ずる場合を除く。</u></p>		
<p>（他の手続事項）</p>	<p>（他の手続事項）</p>	

新	旧	備考
<p>第17条 この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が定める。</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">甲 印</p> <p style="text-align: center;">株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成31年4月1日から実施する。</u></p>	<p>第16条 この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が定める。</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">甲 印</p> <p style="text-align: center;">株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印</p>	
<p>附帯別表第1 (略)</p>	<p>附帯別表第1 (略)</p>	
<p>附帯別表第2</p> <p>次に掲げる契約</p> <p>1 (略)</p> <p>2 契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号若しくは第1号及び第4号に該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）</p> <p>一 一の契約の相手方（一の契約の締結の相手方と当該一の契約に係る対価等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下同様とする。）が第3条第2項各号のいずれかに該当する一の契約。</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>附帯別表第2</p> <p>次に掲げる契約</p> <p>1 (略)</p> <p>2 契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号若しくは第1号及び第4号に該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）</p> <p>一 一の契約の相手方（一の契約の締結の相手方と当該一の契約に係る対価等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下同様とする。）が第3条第2項各号のいずれかに該当する一の契約。<u>ただし、一の契約の相手方が海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人（SPC）である場合を除く。</u></p> <p>二～四 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>附帯別表第3</p> <p>2年以上案件であって、相手国政府若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されているもの又は相手国政府若しくは中央銀行を対価等の支払人とするもの。</p>	<p>附帯別表第3</p> <p>2年以上案件であって、相手国政府 <u>（財政当局に限る。）</u> 若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されているもの又は相手国政府 <u>（財政当局に限る。）</u> 若しくは中央銀行を対価等の支払人とするもの。</p>	
<p>附帯別表第4～附帯別表第5 （略）</p>	<p>附帯別表第4～附帯別表第5 （略）</p>	